

母子寮の現状と将来像

副田義也・吉田恭爾

序章 課題と方法

わが国の母子福祉事業の政策と実践における社会資源の基幹部分は母子寮であった。母子福祉事業の水準は、母子寮の水準によって示されてきたといつてよい。

さて、母子寮を社会福祉事業のほかの諸領域における社会福祉施設と比較してみると、その水準の相対的な低さは否定されようがない。老朽化した建築物の多さ、居室の狭小さ、各種設備の貧弱さ、かならずしも高くない職員の配置基準とそれを大幅に下まわる現実の職員の配置状況、定員の充足率のいちじるしい低さ。いずれものちにその一端を具体的に示すが、これらの諸点で、母子寮は社会福祉施設のなかでもっとも劣った状況にある。また、行政とくに関連する社会福祉機関においてさえ母子寮にたいする無理解・誤解が少なくない。地域住民においてはなおさらのことである。

このような事態が生じるにいたった根源はどこにあるのか。これについては、いまは仮説として判断を提示することしかできないが、さしあたりつぎのようにかんがえる。敗戦直後からの比較的早い時期において、いわゆる戦争未亡人対策として母子寮が多く開設された。戦後のわが国の社会福祉施設のなかでは、母子寮は養護施設などと並んで先行グループを形成した。その水準は、当時の経済的・政治的事情を反映するものであった。それらの事情は、のち高度成長期をつうじて変化するが、それは母子寮の水準にはかならずしも反映しなかった。これには、制度は一度形成されるとそこで固定されがちな傾向が一般的にあるということ、母子寮の利用者が漸減傾向にあったこと、さらに母子福祉事業の領域ではソーシャル・アクションによる要求運動が比較的よわかったこと、などが作用したようである。

この判断についてはさらに多くの検討が必要であるが、いまは措く。ここでは、母子寮の水準がいちじるしく低いという事実が出発点である。これを、どのような工夫により、どの水準まで引き上げてゆくか。その研究が、ここでの課題である。

この課題をはたすための手続きを簡単にかいておく。

第1章では、母子問題の全体の構成をあきらかにし、これに対応する社会的方策としての母子福祉の構成を素描する。これをふまえて、第2章では、母子寮の性格を規定し、その現状を批判的に検討したうえで、二種類の母子寮をつくる必要を提唱したい。つづいて第3章では、主として利用者の定員充足率の観点から母子寮の現状を分析し、潜在しているニーズをもかんがえあわせながら、その需要と供給のバランスの回復をはかる方途をさぐる。第4章では、これからの母子寮のあるべき姿を、職員の配置の側面からかんがえてみる。第5章では、同じく母子寮のあるべき姿を、建築物、居室、設備などの側面からかんがえてみる。

ところで、この課題を充分に果そうとすれば、母子問題、母子福祉、および母子寮について、豊富な調査データ、研究文献が蓄積されていることが前提条件になる。しかし、卒直にいつて、社会福祉事業の各領域のなかで母子福祉事業はその調査・研究がもっともおくれた領域のひとつである。私たちは、情報を現在の段階でできるかぎり収集して以下の作業をすすめたが、その情報は質・量両面ではなはだしく限られたものでしかなかった。したがって、以下の作業は、あくまでもひとつの試行としてみていただきたい。

第1章 母子問題と母子福祉

母子問題とはなにか。それは、母子家庭がかかえるつぎのような生活問題である¹⁾。

(1) 母親の労働力状態、労働力の交換の状態に由来する問題。母子家庭において生活費の主な稼ぎ手は母親である。ところが、わが国において一般に中高年齢層の婦人の労働賃金は低い。彼女が専門的技術をもたず、また、就業を一時的に中断したあとの再就職のばあい、とくにそれが低い。さらに景気変動のしわよせである解雇などがおよびやすい労働者の範疇のひとつは、中高年齢層の婦人である。なお、これらの悪条件があえておかせる

1) 生活問題の概念については、つぎのものを参照されたい。
副田義也「社会福祉論の基本的枠組」(副田編『社会福祉の社会学』一粒社、1976年)

無理、中高年齢化にともなう健康の衰えは疾病に通じ、労働不能をもたらすことがある。こうして、母子家庭は、母親の低賃金、失業、労働不能などを通じて、貧困問題の担い手となりがちである。

この貧困問題は、まず生活費の不足であるが、そのほかの特定の現象形態をとることがある。その主要なものは、母親の疾病問題、住宅問題、子どもの教育問題、家族の解体問題などである。母親の疾病問題の由来にはさきにふれた。生活費の不足は、住宅費の不足となつては劣悪な条件の住宅に居住することを余儀なくさせ、教育費の不足となつては子どもの進学の断念や進路の不本意な選択を生じさせている。貧困問題がもっとも極限化すると、母子家庭は自立した共同生活の単位として維持されなくなり、他の特定の世帯か二つ以上のそれに吸収されることになる²⁾。

(2) 母親が家事労働、とくに子どもの養育、教育を充分におこなえないところに由来する問題。母子家庭においてこれが成立する主要な経路は二つある。そのひとつは、母親が職業労働に従事しており、そのために時間をとられて家事労働に十分な時間をとれないばかりである。これは一般に母親が職業をもつとき生じがちなことであるが、父親がいれば、かれが家事労働の一部を分担することによって事態をいくらか緩和できる。しかし、母子家庭ではそれは望めない³⁾。いまひとつは、母子家庭の全体からみればレア・ケースであるが、母親が家事労働のための能力、習慣の一部を欠いているばかりである。たとえば、重度の心身障害者である母親、病弱であったり長期療養中の患者である母親などはそれである。この経路をつうじて、保育や家事サービスの欠落の問題が生じる⁴⁾。

(3) 母親が家庭生活、社会生活にふさわしくないパーソナリティ、すなわち、生活習慣、生活意欲、価値意識などをもっているところに由来する問題。このばかりい、どのようなパーソナリティが家庭生活、社会生活にふさわしくないかは、具体的規定を試みるとなれば、論議は多岐にわたるであろう。しかし、経験的に判断をするならば、これもレア・ケースであるが、母子家庭においてそのようなパーソナリティをもつ母親がいることはたしかである。たとえば、自立した生活への意欲を欠くもの、子どもへの愛情を欠くもの、隣人との友好関係をも

ちえないもの、いちじるしい粗暴、怠惰などの性癖をもつもの、常習的売春者、常習的犯罪者、アルコールや薬物の中毒患者である母親たちがそれである⁵⁾。彼女たちはそのパーソナリティによって、正業である職業につくことができず、十分な家事労働をおこなうこともできない。そのような母親をもつ母子家庭は、すでにみた貧困以下の諸問題を深刻に経験することになる。

(4) 緊急避難の必要という問題。これもレア・ケースであるが、夫や内縁関係の夫、いわゆるひもなどの暴力によって、母子の心身にいちじるしい危害が加えられたり、予測されたりして、緊急の避難と保護が必要となるとき、この問題が生じる。

以上のような構成をもつ母子問題の各部分に対応して、これを予防・解消する社会的方策としての母子福祉の機能の理想型は、つぎのように構成される。

(1) 貧困問題＝経済保障。その主要な内容はつぎの五とおりである。(i) 所得保障、(ii) 住宅(費)保障、(iii) 教育(費)保障、(iv) 職業保障、(v) 医療保障。

(2) 保育や家事サービスの欠落の問題＝保育や家事サービスの保障。その主要な内容はつぎの二つである。(i) 保育保障、(ii) 家事サービス保障。

(3) 家庭生活、社会生活にふさわしくないパーソナリティの問題＝生活指導。その主要な内容はつぎの三とおりである。(i) 教育、(ii) 相談、(iii) 治療。

(4) 緊急避難を必要とする問題＝緊急保護

わが国の母子福祉の現実の政策と実践は、これまでの歴史的経過に規定されて、これらの理想型の諸機能をそれぞれ特殊・具体的な方法と程度ではたしている。その母子福祉の現実の全体系のうちには、母子家庭の生活問題のみをとくに対象にするものと、母子家庭とその他の家庭の生活問題をあわせて対象にするものとがふくまれる。たとえば、母子年金は前者であり、生活保護は後者であろう。また、母子寮の保育機能は前者であり、保育所は後者であろう。この両者の関係については、とくに経済保障のばかりで学界では多少の論議があるが、ここではそれに深入りしない。

なお、厚生省では、前者を母子福祉対策と呼び、つぎの諸制度をあげた例がある。(1) 国民年金(母子年金、母子福祉年金)、(2) 児童扶養手当、(3) 母子福祉資金の貸付、(4) 寡婦福祉資金の貸付、(5) 母子家庭の身上相談、生活指導、(6) 母子福祉センター、(7) 母子休養ホーム、(8) 母子寮、(9) 家庭奉仕員等の養成講習会、

2) 交通遺児育英会『交通遺児家庭の生活実態調査』1974年、『交通遺児の教育調査』1975年などにくわしい。

3) 『前掲書』とくに74年のものにくわしい。

4) 日本交通科学協議会『後遺症者実態調査に関する実績報告書』同会。

5) この一部の事例はつぎのものにみられる。厚生省ほか『第19回全国母子寮研究協議会』1975年。69—73頁。

(10)特別相談事業, (11)母子世帯向き住宅, (12)寡婦控除等の税制措置⁶⁾。

また、母子福祉事業という一般的に馴染まれた概念がある。これは馴染まれている割合には規定がかならずしも明確ではなく、いわば輪郭がやや曖昧な概念である。もっとも広義にとれば、母子福祉事業は前掲の母子福祉の全体にひとしいとされる。やや限定をすれば、それは同じく前掲の母子福祉対策にひとしいとされる。さらに、学界では社会福祉の全体系を所得保障とサービス保障とに二分する方法がしばしばもちいられるが、これを援用して、母子福祉対策のうちのサービス保障の部分、その(5)から(10)あたりまでを母子福祉事業と呼んでもよい。このばあいのサービスとはきわめて広義の概念である。

私たちが関心をよせる母子寮は、ここでいう母子福祉、母子福祉対策、母子福祉事業のそれぞれの一環である。また、母子福祉、母子福祉事業は、それぞれ児童福祉、児童福祉事業の一分野であり、後二者は社会福祉、社会福祉事業の一分野である。さて、以下で、私たちは母子寮の現状を批判的に検討し、その水準の向上を提言しようとしている。その作業において拠るべき基準は、それらの社会福祉、児童福祉、母子福祉の各領域、とくにそのサービス保障の部分において確認されている原則でなければならない。その原則を、さしあたり、つぎの三つにまとめておく。

(1)生存権保障、発達権保障、母子一体の原則。社会福祉とは、生活問題を担う人びとにたいして、かれらの生存権を保障することをめざす社会的方策である。この生存権は、憲法にいう「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」である。それは、児童福祉の領域では、児童の発達権として特定化されてあらわれる。児童福祉はその発達権を保障する社会的方策である。ところで、児童の発達は、かれに母親があるかぎり、母子一体を本質的条件とする。したがって、母子福祉においては母子一体が原則となる。

(2)サービスの専門分化、施設の分類収容の原則。社会福祉事業の利用者の福祉を向上させるために、そのサービスや施設運営はなるべく効率的でなければならない。それには、サービスは専門的技術にもとづきおこなわれるばあいが増加し、それはおのずからサービスの分化をまねくことになる。また、施設は同一のハンディキャップをもつ人びとに利用者を限定すべきである。

6) 厚生省児童家庭局母子福祉課監修『目でみる母子福祉のあゆみ』日本児童福祉協会、1974年、5頁。

ただし、これらの専門分化や分類収容が、単に省力化、合理化のためにのみ追求されて、利用者の福祉にマイナスの影響をおよぼすことがあるが、それは絶対に否定されるべきである。

(3)施設の社会化とコミュニティ・ケアの重視の原則。施設の利用者に市民としての生活の機会をなるべく多く保障するためには、施設と地域とがたがいに開かれている関係になければならない。これが施設の社会化である。それによって利用者の福祉はいつそう向上することになる。この原則は、従来の施設が利用者を社会的に隔離する場となりがちであったことへの反省にもとづき、打ち出された⁷⁾。また、従来の社会福祉事業は、施設でのケアを中心に、あるいはそのケアのみによっておこなわれてきた。しかし、社会福祉の水準の向上、積極化によって、在宅の利用者へのケアが重視されるようになる。すなわち、コミュニティ・ケアの重視である⁸⁾。

第2章 母子寮の性格と類型

前章の考察をふまえ、将来の母子福祉のあるべき姿をかんがえるならば、その四つの機能、すなわち、経済保障、保育や家事サービスの保障、生活指導、緊急保護が、生存権、発達権を、母子一体の原則を守りつつ、十分に保障する水準にまで達することがめざされねばならない。ついで、サービスの専門分化と施設の分類収容、施設の社会化とコミュニティ・ケアの重視の原則にもとづき、母子福祉の体系をさらに具体化しなければならない。そのさいの手がかりのひとつは、母子福祉のサービス保障の各機能が、施設ケアとコミュニティ・ケアのいずれによっておこなわれることが、母子の福祉の向上には望ましいかという検討にある。

貧困問題、および母親が職業労働に時間をとられるか健康上の理由などから、家事労働が充分におこなえないところから生じる保育や家事サービスの欠落の問題は、すでにみたように経済保障、保育や家事サービスの保障の対象である。そのサービスは原則としてコミュニティ・ケアでおこなわれるべきである。すなわち、いっそう具体的にいえば、公的扶助、母子福祉年金、職業保障、医療保険などを基本的前提としつつ、必要があれば教育(費)保障を配し、母子住宅などによる住宅保障、保育所、学童保育などによる保育保障、家事サービス

7) 東京都社会福祉協議会『施設の社会化促進のために』1974年。

8) 東京都社会福祉審議会『東京都におけるコミュニティ・ケアの進展について』1969年。

保障をおこなう。この住宅保障以下については、いわゆるコレクティブ・ハウスに保育機能、家事サービス機能をそなえさせておこなう方法と、一般住宅と保育所、ホーム・ヘルパー制度でおこなう方法とがある。

、母親のパーソナリティが家庭生活、社会生活にふさわしくないものであるばあい、さきにも述べたように、貧困問題と保育や家事サービスの欠落の問題とがしばしば複合してあらわれる。これは、経済保障、保育や家事サービス保障の対象であるが、あわせて生活指導が必要である。その生活指導の一部はコミュニティ・ケアに馴染みにくい性質をもち、そのかぎりでは社会福祉施設、病院などで集中的、日常的におこなわれるべきである。

また、緊急避難の必要にたいする緊急保護は、そのほとんどがコミュニティ・ケアによってはおこないがたい。それは、一時的に母子を外部社会から隔離することができる施設でおこなわなければならない。

以上から、母子家庭が生活する場としての母子寮の理念型をまとめてみれば、つぎの三つがえられる。

(1) コレクティブ・ハウスに保育機能、家事サービス機能をあわせた母子寮。住宅提供に重点がおかれ、そのかぎりでは住宅提供的母子寮と呼んでもよい。

(2) 生活指導をおこなうが、その前提として住宅、保育、家事サービスが保障されている母子寮。生活指導に重点がおかれ、そのかぎりでは生活指導的母子寮、問題治療的母子寮と呼んでもよい。

(3) 緊急保護をおこなうが、その前提として住宅、保育、家事サービスが保障されている母子寮。そのかぎりでは緊急保護的母子寮と呼んでもよい。

さて、これらの理念型を利用しつつ、わが国の母子寮の実態を分析してみよう。そこには三種類の母子寮の性格が自然発生的に混合して存在する。一つの母子寮が三種類の性格をそれぞれ部分的にもっているということもめずらしくない。しいて一般的傾向をもとめるならば、小都市、町村には住宅提供的母子寮の性格をほぼ全面的にそなえたものが多い。これにたいして大都市では、住宅提供的母子寮の性格がつよいものと、生活指導的母子寮および緊急保護的母子寮の性格をもつものとが並列的に存在している。また、公私立別にみると、公立には住宅提供的なものが多く、私立には生活指導的なもの、緊急保護的なものが多い。

この実態については信頼しうる大規模な統計資料がある訳ではない。いくつかの局地的な範囲での証言から、以上のように判断するのである。ちなみに、その一、二をあげておく。大阪市内には四つの母子寮があるが、そ

の利用者たちの80%は生活指導を必要としていると、現場に詳しい行政官のひとは語った。また、奈良市内にあるモデル・ケースとして知られた私立の母子寮では、その利用者たちのほぼ全部が生活指導を必要とする、専門的訓練を受けた寮母は述べた。これらにたいして、大阪府下や奈良県下の小都市、町村の母子寮の多くは、住宅提供的なものであるとかれらはいう。

このような状況があるにもかかわらず、母子寮を一括して単一の性格をもつものとみなしている現在の制度は、最終的には利用者の福祉を阻害するにいたる多くの不都合をうみだしている。そのもっとも主要なものは、母子家庭がかかえる生活問題の性質におうじて、性質が異なる母子寮の組み合わせをシステムティックに機能させえないということであろう。本来的には住宅提供的母子寮を必要としている母子家庭が、ほかの二つの性格がつよい母子寮の利用者にさせられる。ところが、生活指導や緊急保護のもとにある生活では、一般の市民生活でよりも、集団生活のルールを守ることがより強調される。そのとき、さきの母子家庭は本来的には守る必要がないルールを守らされることになる。それはプライバシーの侵害と感じられることになろう。母子家庭から母子寮が敬遠されがちな傾向の理由のひとつはこれである。これにたいして、本来的には生活指導的母子寮、緊急保護的母子寮を必要としている母子家庭が、住宅提供的母子寮の利用者にさせられることもある。そのとき、必要な生活指導をあたえられない母子家庭は自立にいたることができず、周囲のほかの利用者たちに迷惑をおよぼす。また、必要な緊急保護があたえられない母子家庭は危害にさらされつづける。

このあたりで、母子寮における生活指導の現状にみられる主要な問題点にふれておこう。まず、その生活指導には効用と限界の双方がみいだされる。これまでは効用のみをいってきたが、限界もまたみとめねばならない。それによって、問題のパーソナリティをもつ母親の母子家庭が、自立への見通しを欠き、長期にわたって母子寮に滞留する例もすくなくない。それらのうちには、母子一体の原則を守ることが子どもの福祉の侵害に通じるケースもある。一方では生活指導の水準を向上させる工夫が必要であるが、他方ではそれによっても解決しえないケースへのとりくみを具体的にかんがえるべきであろう。また、生活指導が、母子寮の管理者や福祉労働者の偏向した価値意識にもとづき、すすめられていることもまれではない。かれらの意識変革のためのプログラムが必要である。

いまひとつ主要な不都合としては、母子寮の職員配置の水準の低さがある。住宅提供の母子寮の性格がつよいものは、ほかの二つの性格がつよいものに比較して、生活指導や緊急保護の業務がまれであるか皆無であり、そのために必要とする福祉労働者数がより少なくてすんでいる。全国の母子寮の職員配置の水準が、国のさだめる基準を大幅に下まわっている理由のひとつはこれである。ところが、生活指導的母子寮および緊急保護的母子寮の性格がつよいものにとっては、その国の基準はかならずしも満足することができるものではない。したがって、基準の引き上げが要望されるのであるが、それは、さきに示した全国状況によって説得力をはなはだしく弱めているのである。

こうして、分類収容の原則を母子寮の今後のありかたに適用する必要はあきらかである。つぎに問題となるのは、母子寮を現実にもどのように分類するかということである。

さきの三つの理念型にたちもどっていえば、住宅提供的母子寮をひとつの範疇としてとりだすことには異論はあまりなかろう。ただし、これについては、母子住宅あるいは公営住宅との関連をどのように規定するかがさらに問題となる。一般的な生活感情のありかたから判断すれば、住宅提供的母子寮は基本的には母子家庭の永住の場ではなく、それが母子住宅などで相対的に自立的、安定的な生活をいとむことができる状態にいたるまでの一定の期間に居住する場であると規定されるべきであろう。

生活指導的母子寮、緊急保護的母子寮については、この両者の性格を一つの母子寮にもたせるか、二種類の母子寮にそれぞれもたせるかをかんがえなければならない。もし二種類の母子寮をつくるということになれば、その需要からして、緊急保護的母子寮はきわめて広い地理的範域にひとつ設置されることになり、それによって緊急避難の必要を充足することができないばあいが生じると予想される。ちなみにいうと、比較的信頼しうる未発表資料があるが⁹⁾、それによれば、東京都全域で一ないし二の緊急保護的母子寮があればよい。そうすると、人口が小さい県のばあい、数県でひとつの緊急保護的母子寮をもつことになる。また、生活指導と緊急保護には一部類似する性格がある。したがって、二とおりの性格をひとつの母子寮にもたせることは必要であり、可能である。ただし、このようにいうことは、緊急保護の機能を専一

にもつ施設が不要だということではない。それはそれであることが望ましい。

そこで、以下では、生活指導と緊急保護を主としておこなうものを母子寮A型、住宅提供を主としておこなうものを母子寮B型と呼ぶことにする。

なお、この分化にともない、新しく検討しなければならない二つの課題が生じる。すなわち、(1)母子寮の利用を希望する母子家庭を受付け、そのニーズを判定し、それを利用させるかさせないか、利用させるとすればA型かB型かなどを決定する機関が必要である。現在は、母子寮への措置は福祉事務所でおこなっているが、少からぬ福祉事務所で母子寮を単に住宅提供的なものとしてしかとらえていないという声がきかれる。これは、一面においては多くの母子寮のこれまでのありかたの反映でもあろう。今後の受け付けと判定の機関のありかたを検討しなければならない。(2)母子寮と地域社会の関係を、A型、B型、それぞれのばあいで、あらためてかんがえてみなければならない。まず、各型が社会化されて地域社会とのあいだでたがいに開かれた関係にあり、利用者である母子家庭が地域から孤立することなく、市民生活を享受することができるようにするべきである。ついで、各型が地域社会の在宅の母子家庭にたいするコミュニティ・ケアの拠点としても機能するべきである。このための方法を検討する必要がある。また、次章でいう母子寮の需要には、この拠点としての需要もふくまれるべきである。

第3章 母子寮の現在と将来の需要

現在の時点で母子寮を利用している母子家庭だけが母子寮を必要としているとかんがえるかぎり、母子寮の需要を供給が上まわる事態がみられる。この事態を多少仔細に検討するところからはじめよう。

厚生省がおこなった75年3月の調査(以下では75年調査と略記する)によれば、全国の母子寮利用者の定員にたいする在籍者の割合=充足率は、70.2%である¹⁰⁾。これにたいして、同省統計情報部『社会福祉施設調査報告』によれば、74年度の全社会福祉施設のその充足率は94.4%、全児童福祉施設のそれは94.9%である¹¹⁾。これらを基準としてみれば、母子寮は25%程度の供給過剰ということになる。この状況をいっそう具体的にみ

9) 東京都福祉事務所長会が実施し調査で、内部資料とされ、報告書は刊行されていない。

10) 厚生省の内部資料とされ、報告書は刊行されていない。したがって、以下では注としない。

11) 厚生省大臣官房統計情報部『昭和49年社会福祉施設調査』厚生統計協会、1974年、94—103頁。

るために、75年調査によって、公立・私立別、設置されている地域別にみてみよう。

まず、公立・私立別にみると、母子寮の利用者の充足率は、公立 64.6%、私立 83.8% である。これからみて、供給過剰はとくに公立でいちじるしい。過剰の程度は、公立約 30%、私立約 10% ということになる。

つぎに、公立・私立別に、設置されている地域別をわけあわせてみてみよう。公立では、設置されている市町村人口 3 万以下で 53.1%、3 万 1 以上 5 万以下で 54.8%、5 万 1 以上 10 万以下で 62.1%、10 万 1 以上 20 万以下で 62.7%、20 万 1 以上 50 万未満で 70.8%、50 万以上で 79.8% となる。設置されている市町村の人口が小さくなるほどその充足率は低下し、大都市になるほどその充足率は上昇する。また私立でも、多少の凹凸はあるが、ほぼ似通う傾向がみられる。3 万以下で 67.1%、3 万 1 以上 5 万以下で 77.1%、5 万 1 以上 10 万以下で 89.2%、10 万 1 以上 20 万以下で 79.9%、20 万 1 以上 50 万未満で 86.3%、50 万以上で 84.7% となる。以上から、供給過剰は、小都市、町村でとくにいちじるしいといえる。

表 1 公立母子寮利用者の定員充足率×設置されている地域別

市町村人口	3万以下	3万1以上 5万以下	5万1以上 10万以下	10万1以上 20万以下	20万1以上 50万未満	50万以上	計
施設数	69	51	58	40	69	34	321
定員数=A	1,105	790	938	758	1,586	933	6,110
現員数=B	587	433	583	475	1,123	745	3,946
B/A×100	53.1	54.8	62.1	62.7	70.8	79.8	64.6

表 2 私立母子寮利用者の定員充足率×設置されている地域別

市町村人口	3万以下	3万1以上 5万以下	5万1以上 10万以下	10万1以上 20万以下	20万1以上 50万未満	50万以上	計
施設数	10	2	11	15	41	37	116
定員数=A	170	35	203	298	911	939	2,556
現員数=B	114	27	181	238	786	795	2,141
B/A×100	67.1	77.1	89.2	79.9	86.3	84.7	83.8

さて、このような供給過剰は、それ自体として望ましいものではない。措置費の効率的消費などのために、母子寮の利用者の定員充足率は、全社会福祉施設、全児童福祉施設などのそれと並ぶ 95% 前後の線まで引き上げられるべきであろう。そのためには、さきにみた供給過剰をもたらしている原因をあきらかにし、その解消の工

夫をもとめなければならない。

このばあい、供給過剰には、いわば見せかけの供給過剰と真の供給過剰とがふくまれていることに留意しなければならない。見せかけの供給過剰とは、現象的には母子寮が供給過剰の状態にあるが、実際には母子寮の現状が、母子寮のサービスを必要としている母子家庭にその利用をはばんでいるというものである。母子寮の現状がもつ問題点としては、水準の低さと未分化があげられよう。真の供給過剰とは、地域社会に母子寮を必要とする母子家庭が存在せず、それによって母子寮のかなりの部分が遊休化しているというものである。そこで、供給過剰の原因とその解消の工夫をつぎのように整理しておく。

(1) 母子寮の社会福祉施設としての水準の低さ。とくに建物の老朽化と居室の狭小さ、各種の設備、たとえば炊事場、トイレ、浴室などの設備の悪さは大きい原因である。また、職員の不足もものがせない。この水準の低さが、母子寮を必要とする母子家庭を母子寮から遠ざけている。入寮を希望して母子寮を訪れた母子家庭の母親が、その建物、居室などの実態をみて、ひどさに驚き、希望をとり消すという例がしばしばみられる。母子寮の物的・人的条件を、第 4 章、第 5 章で提案するように国民生活の一般的水準にまで引き上げ、母子寮を必要とする母子家庭はすべて母子寮を利用することができるようにしなければならない。

(2) 母子寮の未分化。前章で指摘したように、母子寮には住宅提供、生活指導、緊急保護などの諸機能が自然発生的に混在している。それは、母子寮が母子家庭のニーズに的確に応じることができない原因のひとつになっている。一方ではプライバシーを守ることができないという不満を訴える母子家庭がある。経験的に判断をすれば、母子寮が敬遠されるもっとも主要な理由はこれである。他方では必要な生活指導や緊急保護をあたえられない母子家庭がある。さきに提案した A 型、B 型への分化をおこない、母子家庭のニーズによりの確にこたえるようにすべきである。これも、また、母子寮を必要とする母子家庭はすべて母子寮を利用することができるようにするための手段のひとつである。

(3) 母子寮を必要とする母子家庭の絶対数の不足。高度成長期をつうじて、小都市・町村から大都市および周辺部への人口移動が生じ、都市問題は深刻化した。これらの事情を背景に、母子問題が大都市にとくに集中的に生じるようになった。しかし、母子寮の地理的配置は、高度成長期がはじまるまでに完了していた。したがって、

とくに小都市、町村で真の供給過剰が生じている。これらについては、慎重な配慮をとまなうことを条件としながら、母子寮の統廃合をおこなう時期であろう。なお、その際、数ヵ市町村が共同して一母子寮に措置をおこなう方式を活用すべきである。

以上、(1)と(2)は、母子寮の水準向上と分化をつうじて、潜在的需要を顕在化させ、需要と供給のバランスを回復させることをめざしている。これにたいして、(3)は、母子寮の統廃合をつうじて供給を制限し、需要と供給のバランスを回復することをめざしている。そこで、つぎの重要な研究課題は、(1)、(2)との関連において、(3)をどの程度におこなうべきかということである。しかし、この課題にたいしてゆきとどいた回答をだすには、信頼しうるデータがあまりにとぼしい。さしあたっては、つぎのような柔軟な整備計画を提案したい。

まず、一定期間のうちに現在ある母子寮の一部で水準向上と分化を実現させ、それがどの程度に潜在的需要を顕在化させるかを確認する。つづく一定期間では、その実績を参考に、地理的条件およびその他の条件をもかんがえあわせて、遊休の程度がはなはだしい母子寮の一部の統廃合の計画をたて、実施する。このとき、統合によって残されたものでは、もちろん、水準向上と分化がおこなわれる。この二つの期間における水準向上、分化と統廃合の組み合わせをくりかえしおこない、最終的には利用者の充足率を95%前後の線にもっていく。

いま仮りにこの整備計画のための全期間を6年間とし、各2年単位でその実施をすすめるとしよう。また、全母子寮数を437、遊休の程度がはなはだしい母子寮数を x としよう。すると、つぎのような計画をたてることができる。

第1, 2年度

$\frac{1}{3}(437-x)$ の水準向上と分化。それによる潜在的需要の顕在化の測定をする。

第3, 4年度

$\frac{1}{2}x$ の統廃合。前2年度の実績、地理的条件およびその他の諸条件をかんがえあわせておこなう。

$\frac{1}{3}(437-x)$ の水準向上と分化。それによる潜在的需要の顕在化を測定する。

第5, 6年度

$\frac{1}{2}x$ の統廃合。前4年度の実績、地理的条件およびその他の諸条件をかんがえあわせておこなう。

$\frac{1}{3}(437-x)$ の水準向上と分化。

この計画を推進するにあたり、 x はつねに一定した数字ではない。たとえば、初年度においては利用者の定員充足率70%以下のものを総数を x としたとする。しかし、第3年度においては、前2年度の経験から、その充足率65%以下のものの総数を x とするように変更することができる。これにより、両年度のそれぞれの $\frac{1}{3}(437-x)$ の実数は異なってくる。このように、計画をその途中で修正しうる柔軟なものにしておき、目標実現にちかづけてゆくことが大規模な社会計画には望まれる。

第4章 母子寮の職員配置基準

ここでは、母子寮の職員配置基準についてみてゆきたい。

まず、現実には、母子寮にどれほどの職員が従事しているかをみておこう。厚生大臣官房統計情報部編『昭和49年社会福祉施設調査報告』によれば、定員階級別母子寮の数は、10世帯以下78、11世帯以上20世帯285、21世帯以上30世帯52、31世帯以上40世帯16、41世帯以上50世帯7、51世帯以上60世帯2、61世帯以上70世帯1、合計441母子寮である¹²⁾。21世帯以上30世帯の母子寮が全体のほぼ3分の2を占めている。母子寮の定員階級別と職員の数がクロスされた資料はえられない。単純に職員の専任・兼任別の数を示すと表1のようである¹³⁾。

表1 母子寮の職員数

	専 任	兼 任	計
施 設 長	249	190	439
寮 母	466	5	471
保 母	118	6	124
児童指導員兼書記	" 275	86	361
調 理 人 等	" 240	25	265
嘱 託 医	5	312	317
計	1,353	624	1,977

1) には児童厚生員、事務員をふくめている。

2) には職業、作業指導員その他をふくめている。

このような職員配置の基準は、厚生省児童家庭局企画課編『児童保護措置費手帳—昭和50年版』において、表2のように示されている¹⁴⁾。この基準とさきの定員階級

12) 厚生省大臣官房統計情報部『昭和49年社会福祉施設調査』厚生統計協会54ページ。

13) 厚生省大臣官房統計情報部『前掲書』152~153ページ。

14) 厚生省児童家庭局企画課編『児童保護措置費手帳—昭和50年版』106ページ。

表2 母子寮における職種別職員定数

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
寮 母	定員21世帯未満の場合は1人。 定員21世帯以上の場合は2人。
保 母	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その 児童30人につき1人。(ただし1母子寮につ き最低1人はおくことができる)
少年指導員 兼 書 記	定員40世帯未満の場合は1人。 定員40世帯以上の場合は2人。
調 理 員 等	1人。
嘱 託 医	1人。

表3 厚生省基準どおりの職員配置

	現 在 数	基準どおりの 配置	
施 設 長	439	441	+ 2
寮 母	471	519	- 48
保 母	124	124	
児童指導員兼書記	369	451	- 82
調 理 人 等	257	441	- 184
嘱 託 医	317	441	- 124

表4 母子寮における職員の基準配置

	20世帯	30世帯	40世帯	50世帯
施 設 費	1	1	1	1
生 活 指 導 員	2	2	3	3
少 年 指 導 員	1	2	3	4
書 記	1	1	1	1
保 母	1	1	1	1
用 務 員	1	1	1	1
計	7	8	10	11

- 注 1) 家族構成の想定は20世帯で母親20人、学童20人、乳幼児20人、計60人とした。
- 2) 生活指導員は、20世帯で2人とし、20世帯増えるごとに、1人生活指導員を増やすことにした。
- 3) 少年指導員は、東京(品川)の学童保育クラブの職員配置を参考とし、同程度の配置とした。学童30人に指導員2人、学童10人増えるごとに指導員1人プラス。
- 4) 保母を必置とした。
- 5) 寮内保育の場合、国の保育所の基準(最低基準53条の2項)による。《53条の2項》保母の数は、乳児又は満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし保育所1につき2人を下ることはできない。
- 6) 給食をするばあい調理人をおく。

別母子寮数をクロスさせて基準どおりに配置したばあいの数値をもとめると、表3のようにでてくる(ただし、保

母の数は、現状の数値をそのままに再掲している。)。
こうしてみると、児童指導員兼書記、調理人等、嘱託医、寮母の配置が十全でないことがわかる。このような現状にたいして施設を運営する当事者たちはどのようにかんがえているであろうか。表4は第19回全国母子寮協議会の大会報告書に示された職員ののぞましい配置である¹⁵⁾。母子寮の今後の職員配置については、以上の数値を当面の資料としてかんがえてゆくことにする。

さて、さきの章で母子寮をA型、B型の二様に分類してみた。職員についてあるべき数をもとめようとするばあい、このタイプ別にかんがえてみるのが現実にあふさわしい手続きであろう。

まず、A型の母子寮の職員についてふれてみる。

(1) 施設長

厚生省が指示した基準も全国母子寮協議会が提示した基準も、ともに施設長の必要性をみとめている。とうぜん、おかれるべきである。このばあい、施設長は、母子寮内の福祉の充実をはかる主体として重要であるばかりでなく、地域社会の児童福祉、母子福祉にかかわる責任者のひとりとして重要である。

(2) 生活指導員

生活指導の機能をはたす職員を厚生省の基準では寮母、全国母子寮協議会の基準では生活指導員としている。寮母という名称は、一般市民の寮舎における賄婦としての寮母などとまぎらわしく、また、生活指導の職員を女性に限定することにもなるので、今後は生活指導の機能を主としてはたす職員の名称を生活指導員としたい。したがってここで生活指導員といわれるときは、寮母もふくめられての表記である。

さて、生活指導員の必要性については、厚生省の基準も全国母子寮協議会の基準もみとめている。しかし、全国母子寮協議会の基準は、厚生省の基準をうわまわっている。表4の注2においてそれがうわまわる論拠が示されているが、かならずしも明確ではない。厚生省の基準こえて生活指導員が必要とされるかいなかは、今後さらに生活指導員の労働量調査なり、利用者のニーズ調査なりをふかめてみなければ速断できないところである。いまは、そうした資料が不足している。ただ全国母子寮協議会の基準も、経験的事実の反映とかんがえられるので、生活指導員は、15世帯以下のばあい1人、16世帯以上30世帯までを2人の基準としてもよいであろう。生活指導員が2人になった場合には、現実の事務処理実態にか

15) 厚生省、全国社会福祉協議会『第19回全国母子寮協議会』37ページ。

んがみて、そのうち1人は書記を兼務するとかんがえたい。

(3) 保 母

母子寮に保母が必要であることは、厚生省の基準も全国母子寮協議会の基準も確認している。前者は、ただし書きで1母子寮に最低1人はおくことができるとしている。これにはさらに、保育設備があるばあいという限定がつけられている。後者のばあいには、いかなる規模の母子寮であれ保母1人の必置を規定している。児童福祉法の条文どおりに解釈すれば、保育に欠ける児童は保育所で措置をうけるのが妥当である。しかし、現実には、母子寮を利用する母子世帯のばあい、地域に保育所があっても遠すぎて利用できないことや、突発的需要に保育所が対応できず、その児童の保育に欠ける状況が生みだされることがある。さらに、A型の母子寮が、学童保育、母子福祉のコミュニティ・センターの一つとして機能するならば、このような母子寮に保母1人の必置基準は妥当であるとかんがえられる。

(4) 指 導 員

少年指導員の必要性については、厚生省の基準も全国母子寮の基準もみとめている。しかし、少年指導員にかんする後者の基準は、前者のそれをはるかにうわまわっている。そのようになる根拠は、表4の注3に示されている。ところで、それは一つの学童保育クラブの例を基準としている。その普遍妥当性についてはいささか疑問がのこる。これがA型の母子寮に直接適用できるかどうかは、いますこし量的に多く、質的に深い情報・調査資料を必要とするところである。

表3に示したように、厚生省の基準どおりに算定すれば、現状でも少年指導員兼書記は、451人が配置されるはずであり、82人の増員が可能になる。さしあたっては、この基準どおりの配置が優先されるべきであろう。しかし、現行の書記的業務は、少年指導員の兼務としないことにしたほうがよからう。

(5) 宿直要員

母子寮A型のばあい、生活指導、緊急保護の機能が重要であることはいうまでもない。しかし、このような事態にたいして、宿日直職員を配置してこれにあたらせるのが妥当かいかはかんがえられておいてよからう。

労働省労働基準局監督課監修の『病院・社会福祉施設の労働条件管理』によれば、労働基準法による宿日直勤務がつぎのように解説されている。すなわち、それは「所定の勤務時間外における火災、盗難のための巡回、緊急の文書や電話の収受、または非常事態にそなえて待

機しているもので、通常の業務はほとんど行なわれないのが建前」になっている。このような勤務は「通常の業務に比し、労働密度が低い」ので、「労働基準監督署長の許可を受ければ、所定労働時間外に、あるいは休日に勤務させても、いわゆる時間外労働、休日労働」とはならず、したがって「割増賃金を払わなくてよい」わけである¹⁶⁾。

母子寮の職員がさきの字義どおりの宿日直をしているなら問題はない。しかし、母子の相談、指導にあたるといった通常の業務をふくめて、所定時間外に火災、盗難のための巡回、緊急の文書や電話の収受または非常事態に備えて待機しているのであれば、宿日直と時間外勤務が混同されているのであるから、早期に改善されなければならない。たとえば、夜間に母子の相談・指導が集中するのなら、それに対応して職員の正規勤務時間を編成するか、ふさわしい時間を設定して時間外勤務あつかいとしなければならぬ。ともあれ、このタイプの母子寮においては、相談機能は重点の一つであるから、宿日直勤務でたりるとかんがえられてはならない。

なお、現在一部の母子寮でとられている賃金をともなう常直制は、労働基準法に違反するものである。住み込み勤務は住み込み勤務、宿日直は宿日直と、規定を厳密にしたうえで賃金給付がなされるべきであろう。

つぎに、B型の母子寮の職員についてかんがえてみる。この型の母子寮のばあい、住宅提供的な機能が優先し、生活相談などは二次的機能としてとらえられた。ところで、住宅提供的な機能が優先するとはいえ、永住の便宜をはかるものではない。自立して児童福祉がはかれるようになるまでの母子世帯のショート・ステイ・ホームととらえられるべきである。

(1) 施 設 長

このタイプの母子寮においても施設長1人の必置は妥当であろう。厚生大臣官房統計情報部編『昭和49年社会福祉施設調査報告』によれば、母子寮施設長の公立・私立別専任兼任の構成比は、つぎのようである。すなわち、公立母子寮のばあい、専任42.9%、兼任57.1%、私立母子寮のばあい、専任87.5%、兼任12.5%である¹⁷⁾。公立母子寮の兼任率は、私立母子寮の兼任率にくらべて高い。兼任率の高い施設は、現状でも住宅提供的な機能を中心になっているといえよう。

(2) 生活指導員

16) 労働省労働基準局監修『病院・社会福祉施設の労働条件管理』労働法令実務センター64ページ。

17) 厚生大臣官房統計情報部『前掲書』152ページ。

住宅提供が中心的機能をはたすB型母子寮においては、これらの職員配置は不要ともかんがえられる。しかし、昭和32年に全国社会福祉協議会が『母子寮運営要領』において生活指導員（寮母）の職務を「(1)寮長を補佐する一方、母子の精神的支柱であり、また家計経済の相談相手として児童育成の助言指導者として」位置づけ「(2)寮長が不在の場合は、寮長の任務を代行する」と規定している¹⁸⁾。それをふまえていえば、利用世帯数にかかわらず、生活指導員を1人おくというのが妥当なところであろう。

(3) 保 母

母子寮の保育に欠ける乳幼児が、即座に保育所に措置されるとはかぎらない現状では、1母子寮につき1人の保母は必要である。

(4) 少年指導員

厚生省の基準においては、少年指導員兼書記が40世帯未満のばあいには1人、40世帯以上のばあいには2人配置されることになっている。このタイプの母子寮のばあい、雑事の処理もほぼ各世帯にまかされ、書記的役割をはたす必要性もさきのタイプの母子寮ほどではなくなるであろう。したがって、1母子寮につき少年指導員1人の配置にかぎってよいであろう。

(5) 宿日直要員

B型の母子寮には、宿日直は、その機能上不要であろう。生活相談、指導が必要なことは、そう多くないとかんがえられる。しかし、それが夜間に必要とされるなら、夜間常時とせず、一定曜日の夜間、正規勤務時間内か、時間外勤務としてとりあつかうのが妥当とかんがえられる。

小都市、町村部でいくつかの地方自治体が連携して広域的に措置をおこなうばあい、また、大都市において連携して集中的に措置をおこなうばあい、1母子寮の措置定数が大規模化することがかんがえられる。そのようなばあいには、その母子寮の中心的機能をよく検討したうえで妥当な職員配置がなされなくてはならない。

第5章 母子寮の物的水準

ここでは、A型、B型の母子寮に共通する物的水準を居室、炊事用流し、浴室、便所、構造に焦点をおいてみてゆく。

(1) 居室について

居室空間の広狭、妥当性を論じるばあいには、そこにどれほどの人数が住まうかが掌握されていなければなら

ない。75年調査によれば、昭和50年4月1日現在、母子寮入寮世帯の一世帯あたりの人数は、2.65人であった。したがって母を除いた児童数は、1.65人である。全児童数（この中には18歳以上のものも0.4%含まれているが）を100.0%としてみるとそのうち31.9%は0歳から5歳までの乳幼児である。

同調査は、母子寮の居室をつぎのように報告している。すなわち、全母子寮のうち一世帯一室制をとっているもの68.8%、一世帯二室制をとっているもの30.2%、その他1.2%である。公立・私立別にみると、公立では、一室制をとっているもの70.3%、二室制をとっているもの28.8%、その他0.9%である。私立では、一室制64.7%、二室制33.6%、その他1.7%である。居室面積についてみると、一室制では、9.9m²(六畳)以上が最も多く、公立で81.9%、私立で76.0%である。二室制では、17.34m²(6畳と4畳半)以上が最も多く、公立69.2%、私立74.4%である。現在の母子寮の居室面積は、一室制の9.9m²以上が大勢を占めているといつてよい。

昭和48年の総理府統計局『住宅統計調査』室によれば、全国平均の一人あたり居室畳数は、6.61畳、一室あたり人員は0.87人である。このばあい畳数が計上される居住室は、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間など居住用で就寝に供し得る室をさしている。玄関、台所、便所、浴室、廊下などはふくまれていない。ただし、流しの部分を除いた面積が5m²(3畳)以上のダイニング・キッチン、室数に含められている¹⁹⁾。この現実をもってすると、たとえば、2人で9.9m²の一室に住んでいる母子寮母子世帯は、一般市民の居室よりきわめて狭い部屋にいることになる。

以上のことから、母子寮の居室面積がいまより広いものに改善される必要がでてくる。どれほどの居室面積が妥当であろうか。妥当な居室面積を議論するばあい、そこに居住する人びとの生理的欲求・物質的欲求、心理的欲求などが条件にはいつてくる²⁰⁾。また、全国民の居住水準へのめくばりがされなければならぬ。前三者の条件を十全に議論することは、ここではひとまずおいておきたい。というのは、母子寮の居室で現在なによりも問題なのは全国民の居室水準にくらべてはるかに低水準であるからである。もちろん、全国民の住宅水準自体が、最善の状況にあるとはいいがたいのであるが、さしあたっての基準とされてよからう。さらにつめていけば、理

19) 総理府統計局『昭和48年住宅統計調査報告・第1巻・全国編』42ページ。

20) ル・コルビュジェ『輝く都市』鹿島出版会222~223ページ。

18) 全国社会福祉協議会『母子寮運営要領』60ページ。

想的な母子寮の居室水準をいうとき全国民の住宅水準を基準とするのは、最善の思考とはいいがたいが、実現の可能性を考慮してのひとつの試みである。

さて、母子寮の各世帯に全国平均の居室畳数を保障するとすれば、単純には、 $6.61(\text{畳}) \times 2.65(\text{人}) \div 17.51$ 約 18 畳の居室面積が必要とされることになる。しかし、乳幼児のばあいは、居住面積が児童および成人ほど大きくなくてよいはずである。『住宅統計調査』では、世帯人員を 6 歳以上の人員にかぎっているばあいもある。そこで、乳幼児をのぞいての一世帯あたりの畳数を、全国平均ひとりあたり畳数を基礎にして求めてみよう。さきに、乳幼児は、全児童の 31.9% をしめるといった。そこで、つぎのような式がたてられる。 $6.61(\text{畳}) \times \{2.65(\text{人}) - (1.65(\text{人}) \times 0.319)\} \div 14.03$ したがって乳幼児の必要畳数を 0 と見積っても、全国平均の居室面積にあわせて保障をはかるとすれば、14 畳程度の居室が平均的には必要とされる。8 畳と 6 畳の 2 室ということになる。

総理府統計局の『昭和 48 年住宅統計調査報告』によれば、全国の住宅総数のうち、持ち家は 59.2%、借家は 40.8% である。約 4 割が借家ということになる。借家に住んでいる世帯の全国ひとりあたり居室畳数は 4.65 畳である²¹⁾。この水準で、乳幼時の居室面積を 0 とみなして、母子寮利用母子世帯の平均居室面積をもとめてみる。 $4.65(\text{畳}) \times \{2.65(\text{人}) - (1.65(\text{人}) \times 0.319)\} \div 9.87$ したがって、全国の借家住まいのひとりあたり平均畳数にあわせて母子寮を設計するとしても、6 歳以上の児童のいる世帯では、10 畳の居室面積が必要とされる。

以上のようなことから、平均 2.65 人の世帯を、7 割以上が一室制である母子寮の居室に住ませることは、時代のすう勢からはるかにはるかにおくれた措置であり、児童の福祉、母子の福祉をはかる施設として十分に機能しえなくなっているといえよう。

母子寮の居室面積の現状、全国民の居室面積と住宅の所有関係などをめくばりして、いま、新しく母子寮を利用する母子世帯の居室面積の水準をもとめるなら、つぎのような水準が妥当だといえる。すなわち、母と乳幼児のみで構成される世帯のばあい、6 畳の居室、母と乳幼児と児童（乳幼児がいないばあいでもよい）で構成される世帯のばあい、6 畳と 4 畳半の居室である。

いまは、母子寮を利用する一世帯の居室面積の水準をもとめてみたわけである。そのような居室は母子寮全体としてどのように配置されるべきであろうか。母子寮を利用する世帯の人員、年齢構成は多様であるが、さしあ

21) 総理府統計局『前掲書』42 ページ。

たって大まかにわけると、①母+乳幼児、②母+乳幼児+児童、③母+児童ということになる。①のばあいは、1 室でまにあうであろうし、②と③のばあいは、2 室が保障されなければなるまい。一つの母子寮に、①、②、③のタイプの母子世帯がどのような割合で分布しているか、確定できる資料は不足している。そこでさきにあげた数値をもとにかんがえてゆくことにしたい。母子寮の子どものうち 31.9% は、乳幼児であった。かれらがすべて①のタイプの世帯に属しているのだとすれば、②のタイプの世帯はなく、③のタイプの世帯が 68.1% になる。しかし、②のタイプの世帯が、現実存在するのであるから、1 室を必要とする 31.9% の構成比はさらに小さくなるはずであり、2 室を必要とする 68.1% の構成比はさらに大きくなるはずである。

ところで、母子寮を利用する母子家庭の最近の特徴的傾向のひとつは、未婚の母の増加である。このばあい、母と乳幼児で母子寮を利用することになる率がたかい。したがって、母と乳幼児の母子世帯の利用は、今後も増加することがみとおされる。これは、さきの 31.9% の構成比が減少するということを緩慢にする条件のひとつとみななければなるまい。

大きい居室のつかいようはいくらでもあり、乳幼児も時を経て児童になることをかんがえあわせれば、各世帯 2 部屋の居室が保障されるのがのぞましい。しかし、全国的にみても一室制の居室システムの母子寮が 7 割以上を占めている現状では、その即時実現をはかるには、いますこしたちいった検討を必要としよう。

以上のようなことをかんがえあわせると、一母子寮は、つぎのような居室で構成されるのがよいであろう。すなわち、6 畳 1 室(30.0%) 4.5 畳 (70.0%) である。

(2) 炊事用流し

75 年調査によれば、昭和 50 年 4 月 1 日現在、全国母子寮のうち単独世帯用炊事場を設置しているのは、公立で 53.3%、私立で 73.3% ある。

さきにもちいた『昭和 48 年住宅統計調査』によれば、専用の炊事用流しを設置しているのは、全国平均で 98.5%、持ち家のばあい 99.8%、借家のばあい 96.7% である²²⁾。

母子寮の炊事場は、全国平均からして専用率がひくい。食事、炊事は、各世帯の母の児童にたいするおもいやりがこめられるところである。共同の炊事場をつかうより、専用の炊事場をつかうほうが心配りがゆきとどくはずである。改築の可能な母子寮から各室に専用の炊事用流し

22) 総理府統計局『前掲書』82 ページ。

が配置されるべきである。

(3) 浴室

75年調査によれば、全国の母子寮のうち単独世帯用の浴室を設置しているのは、公立で6.5%、私立で6.0%となっている。

『昭和48年住宅統計調査』によれば、全国で浴室のある住宅に住んでいるのは70.3%である。所有関係別にみると、持ち家のばあい86.7%に浴室があり、借家のばあい53.8%にそれがある。専用は、前者のばあい85.6%、後者のばあい52.1%である。公営・公団・公社のばあいには、専用の浴室があるのは73.3%である。

このようなことからすれば、母子寮の各室には専用の浴室があるのがのぞましい。

しかし、従来、母子寮においては、共同の浴室で寮母・生活指導員が、入浴指導をふくめての生活指導をしてきている。また、共同浴室は、他の世帯の母子と交流する場のひとつでもあった。そうしたことが、各母子家庭にこのましい効果をおよぼしてきたこともあった。

全国の住宅事情からすれば、各世帯での浴室の専用化がはかられるべきであろうが、その実現については、現在の各母子寮の実状をよくふまえ、いっそうの検討が必要とされよう。

(4) 便所

ここでも、これまでにもちいてきた資料で母子寮の便所がどのような水準にあるのか、あるのがのぞましいかをみていきたい。

75年調査においてみれば、全国の母子寮のうち単独世帯用の便所を設置しているのは、公立で21.5%、私立で29.3%ある。

『昭和48年住宅統計調査』によれば、便所は、全国平均で93.0%が専用である。所有関係でみても、持ち家のばあい99.5%が、借家のばあい86.4%が、専用便所を使用している²³⁾。

母子寮の便所が共用されるというばあい、つぎのような不都合がある。まず、その使用が一定時間に集中し、生理的要求をおさえなければならないばあいがある。これは、人体にこのましくない。ついで、子どもが夜間、居室とはなれた便所を使用するばあい、危険をさけるためにつきそいの必要がでてくることがある。居室内にそれがあればそのような事態のわずらわしがさけられる。さらに居室とはなれた便所を深夜利用するばあい夜着のままか、着換えをして通路を往来することになる。これも不都合なことであろう。

以上の諸点をかんがえあわせて、便所は各室専用設置としたい。

(5) 構造

75年調査によれば、その構造別構成比は、公立のばあい、木造57.9%、鉄筋31.2%、ブロック10.9%、私立のばあい、木造40.5%、鉄筋50.9%、ブロック78.6%である。総体的には、木造53.4%、鉄筋36.3%、ブロック10.3%である。木造母子寮のうち、建造された時点より、20年以上が経過しているものは72.5%、10年以上20年未満が経過しているものは24.5%、10年未満が経過しているものは30%である。

『昭和48年住宅統計調査報告』によれば、全国の住宅の構造別構成比は、木造86.2%、非木造13.8%（鉄筋10.5%、ブロック2.6%、その他0.7%）である。昭和48年に建築された共同住宅のばあい、木造40.4%、非木造59.6%（鉄筋55.6%、ブロック2.3%、その他1.7%）である。また、共同住宅の構造別年次推移を、終戦時から昭和25年までに建設された木造住宅、非木造住宅のそれぞれの指数を100.0として、昭和48年についてみる。木造は79.56、非木造1,299.2（鉄筋1,455.5、ブロック309.5、その他4,800.0）である²⁴⁾。したがって、共同住宅の構造は、木造から非木造へ、わけでも鉄筋構造になりつつあるというのが時代の趨勢である。さらに、つくくわえれば、「社会福祉施設近代化の諸問題²⁵⁾」においても、社会福祉施設の構造の非木造化は指摘されているところである。

以上のようなことから、現在木造である53.4%（実数233）の母子寮の鉄筋構造住宅への改築がのぞましい。そのばあい、さしあたっての優先順位をつけるとするなら、①30年以上まえに建設された16の母子寮、②20年以上30年未満の時点で建設された153の母子寮となろう。これらの改築にあたっては、さらにつぎのような点が留意されるべきであろう。まず第一に、それらの所在する地域の母子寮需要がどのようなものであるのか、統廃合の可能性をもつかいなかということであり、第二に、統合をするばあい平面的な拡大をめざすのか、立体的な拡大をめざすのかということである。具体的にいえば、敷地面積を拡大し、一階建、二階建てすませるのか、敷地面積はそれほど拡大せず、三階建以上の高層建築化をはかるのか、検討しておくべきであろうということである。

現在、国の建設補助基準面積は36.4m²である。しか

24) 総理府統計局『前掲書』11ページ。

25) 全国社会福祉協議会『社会福祉施設近代化の諸問題』27ページ。

23) 総理府統計局『前掲書』82ページ。

し、これまでのところをふまえていえば、50m² 前後まで拡大されるのがふさわしいであろう。その構造はとうぜん鉄筋であるべきである。

この研究は、昭和50年度厚生科学研究費を得ておこなわれたものである。その報告書は『母子世帯の質的变化に対応した新しい母子福祉施策にかんする研究』として

刊行されている。筆者たちは、それを社会保障研究所の研究会で報告をする機会をあたえられ、のちの討議で多くの教示をえた。本稿は、さきの報告書を土台に、その教示をいれて執筆された。研究費をあたえられた厚生省児童家庭局、教示をあたえられた前記研究会に感謝する。

なお副田が序章から第3章までを、吉田が第4章、第5章を執筆した。